

2449



日医発第795号(広情70)

平成26年11月4日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉



平成26年の医師の届出及び調査について(依頼)

厚生労働省では、医師届出票による「医師の届出及び調査」を2年毎に実施しております。

この度、「医師の届出及び調査」の実施にあたり、「別添写」の通りの協力方要請がありました。本会は検討の結果、従来と同様に協力することと致しました。

つきましては、貴会におかれましては、本調査のご協力方よろしく御高配を賜りたくお願い申し上げます。

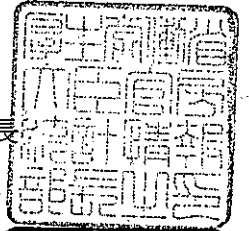


広報・情報課

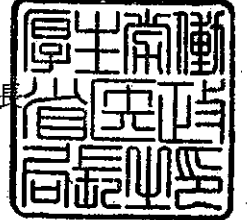
統 発1023第6号
医政発1023第17号
平成26年10月23日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



厚生労働省医政局長



平成26年の医師の届出及び調査について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項の規定により義務づけられた医師の届出及びこれに基づく統計法（平成19年法律第53号）第19条による統計調査の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしておりますので、貴会会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、届出票につきましては、病院、診療所、大学、研究機関等に従事する医師に対してはこれらの施設を通じ、その他の医師に対しては保健所を通じて配布することとしております。

記

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1 届出義務のある者 | 我が国の医籍に登録されている医師 |
| 2 届出事項 | 平成26年12月31日現在の別紙届出票に係る事項 |
| 3 届出先 | 従業地の保健所又は住所地の保健所 |
| 4 届出の期限 | 平成27年1月15日 |

<p>(12) 取得している 広告可能な医 師の専門性 に関する資格名</p> <p>取得しているすべての 資格名の番号を○で囲 むこと。</p>	<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格を指す。 資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。 なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="375 241 427 465">I</td> <td data-bbox="427 241 794 465"> 01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医 </td> <td data-bbox="794 241 1161 465"> 02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医 17 精神科専門医 </td> <td data-bbox="1161 241 1477 465"> 03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 465 427 651">II</td> <td data-bbox="427 465 794 651"> 18 外科専門医 21 乳腺専門医 24 泌尿器科専門医 27 形成外科専門医 30 小児外科専門医 </td> <td data-bbox="794 465 1161 651"> 19 呼吸器外科専門医 22 気管食道科専門医 25 脳神経外科専門医 28 眼科専門医 31 産婦人科専門医 </td> <td data-bbox="1161 465 1477 651"> 20 心臓血管外科専門医 23 消化器外科専門医 26 整形外科専門医 29 耳鼻咽喉科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 651 427 725">III</td> <td data-bbox="427 651 794 725"> 32 リハビリテーション科専門医 35 病理専門医 </td> <td data-bbox="794 651 1161 725"> 33 放射線科専門医 36 救急科専門医 </td> <td data-bbox="1161 651 1477 725"> 34 麻酔科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 725 427 976">IV</td> <td data-bbox="427 725 794 976"> 37 超音波専門医 40 老年病専門医 43 漢方専門医 46 核医学専門医 49 ペインクリニック専門医 52 がん薬物療法専門医 55 小児神経専門医 </td> <td data-bbox="794 725 1161 976"> 38 細胞診専門医 41 消化器内視鏡専門医 44 レーザー専門医 47 大腸肛門病専門医 50 熱傷専門医 53 周産期（新生児）専門医 56 一般病院連携精神医学専門医 </td> <td data-bbox="1161 725 1477 976"> 39 透析専門医 42 臨床遺伝専門医 45 気管支鏡専門医 48 婦人科腫瘍専門医 51 脳血管内治療専門医 54 生殖医療専門医 </td> </tr> </table>	I	01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医	02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医 17 精神科専門医	03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医	II	18 外科専門医 21 乳腺専門医 24 泌尿器科専門医 27 形成外科専門医 30 小児外科専門医	19 呼吸器外科専門医 22 気管食道科専門医 25 脳神経外科専門医 28 眼科専門医 31 産婦人科専門医	20 心臓血管外科専門医 23 消化器外科専門医 26 整形外科専門医 29 耳鼻咽喉科専門医	III	32 リハビリテーション科専門医 35 病理専門医	33 放射線科専門医 36 救急科専門医	34 麻酔科専門医	IV	37 超音波専門医 40 老年病専門医 43 漢方専門医 46 核医学専門医 49 ペインクリニック専門医 52 がん薬物療法専門医 55 小児神経専門医	38 細胞診専門医 41 消化器内視鏡専門医 44 レーザー専門医 47 大腸肛門病専門医 50 熱傷専門医 53 周産期（新生児）専門医 56 一般病院連携精神医学専門医	39 透析専門医 42 臨床遺伝専門医 45 気管支鏡専門医 48 婦人科腫瘍専門医 51 脳血管内治療専門医 54 生殖医療専門医
I	01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医	02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医 17 精神科専門医	03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医														
II	18 外科専門医 21 乳腺専門医 24 泌尿器科専門医 27 形成外科専門医 30 小児外科専門医	19 呼吸器外科専門医 22 気管食道科専門医 25 脳神経外科専門医 28 眼科専門医 31 産婦人科専門医	20 心臓血管外科専門医 23 消化器外科専門医 26 整形外科専門医 29 耳鼻咽喉科専門医														
III	32 リハビリテーション科専門医 35 病理専門医	33 放射線科専門医 36 救急科専門医	34 麻酔科専門医														
IV	37 超音波専門医 40 老年病専門医 43 漢方専門医 46 核医学専門医 49 ペインクリニック専門医 52 がん薬物療法専門医 55 小児神経専門医	38 細胞診専門医 41 消化器内視鏡専門医 44 レーザー専門医 47 大腸肛門病専門医 50 熱傷専門医 53 周産期（新生児）専門医 56 一般病院連携精神医学専門医	39 透析専門医 42 臨床遺伝専門医 45 気管支鏡専門医 48 婦人科腫瘍専門医 51 脳血管内治療専門医 54 生殖医療専門医														
<p>(13) 本届出票の 活用に対する 同意確認</p>	<p>各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意する場合には、右欄に○を付けること。</p> <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td style="text-align: center;">同意欄</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	同意欄															
同意欄																	
<p>(14) 備 考</p>																	

提出期限
翌年1月15日

医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) 住所 必ず住所の郵便番号を郵便番号欄に記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。
- (2) 氏名 医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し「(14備考)欄に「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」等と明記する。
- (5) 医籍登録番号 医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。
例 第123号の場合 →

第	0	0	0	/	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---
- (6) 医籍登録年月日 医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) 主に従事している施設及び業務の種別 複数の業務に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票1枚を提出する。

診療所	1 診療所の開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者
	2 診療所の勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者（臨床研修医を含む。）
病院	3 病院の開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者
	4 病院の勤務者	医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者（臨床研修医を含む。）
医育機関	5 医育機関の臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者（教授、准教授、講師、助教等）
	6 医育機関の臨床系の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	7 医育機関の臨床系の勤務者で5及び6以外の者(医員、臨床研修医、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者（医員、臨床研修医、医局員(有給・無給に関わらず。)、研究生等）
	8 医育機関の臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
	9 医育機関の臨床系以外の勤務者で8以外の者(教官、教員、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者(施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)
介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者
	11 介護老人保健施設の勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
上記以外の施設	12 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者（教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等）
	13 行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	14 12及び13以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
	15 上記以外の保健衛生業務の従事者	社会保険診療報酬支払基金、血液センター、生命保険会社（嘱託医）等の保健衛生業務に従事している者
その他	16 その他の業務の従事者	1～15に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者（会社役員等）
	17 無職の者	職業に従事していない者、休業中、病気療養中等

- (8) 主たる業務内容 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～15に該当する者は、必ず記入する。「管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。
- (9) 従事先の名称 } 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～15に該当する者は、(7)で○を囲んだ施設について必ず記入する。
- (10) 従事先の所在地 } 必ず所在地の郵便番号を郵便番号欄に記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (11) 従事する診療科名等 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～7に該当する者は、必ず記入する。複数の診療科に従事している場合には、その診療科すべての番号を○で囲む。該当する診療科名が選択番号にない場合は、最も近い診療科名の番号を選択して○で囲む。
- II 「18 心臓血管外科」 循環器外科に従事する者を含む。
- IV 「40 臨床研修医」 医師法第16条の2の規定により、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、卒後2年間の臨床研修を受けている者。
- IV 「41 全科」 診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。
- V 「42 その他」 01～41に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。(健康管理等)
- 主たる診療科名の番号 (1つ) 診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つ、2桁で記入する。
- 例 ○01 内科
○09 皮膚科 主たる診療科が「01 内科」の場合 →

主たる診療科名の番号(1つ)	
0	1
- (12) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名 01～56に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格を取得している場合に該当する資格名の番号を○で囲む。複数の資格を取得している場合には、その資格名すべての番号を○で囲む。
- 01～56の資格名は「医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格名である。
- (14) 備考 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。歯科医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「歯科医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法

必ず医師届出票を切り離した状態で
原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。
ただし、「(10)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

医師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、届出を行わない医師の方は、「医師等資格確認検索システム」(<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/>)に氏名等が掲載されません。

参考：平成24年12月31日現在の届出医師数は、下記のとおりとなっています。

総数 303,268人(病院に従事している者 188,306人、診療所に従事している者 100,544人、その他の者 14,418人)